

【登録免許税納付にあたっての注意事項】

納付については、各地方整備局に対応する管轄税務署又はゆうちょ銀行などの日本銀行歳入代理店の金融機関で国税収納金整理資金納付書等でお支払いください。**登録免許税の納付にあたっては、決して収入印紙を貼らないでください。**

日本銀行歳入代理店の金融機関で納付される場合は、事前に最寄りの税務署で国税収納金整理資金納付書を入手してください。税目には「登録免許税」、納期等の区分には「測量業者新規登録」と記載してください。登録免許税の税目番号は「221」になります。税務署名や税務署番号は下記をご参考ください。

〈参考〉新規で登録する場合

法人 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 90,000円
(事業主の測量士登録がH18.3.31以前) 30,000円

個人 **※ただし、事業主の測量士登録がH18.4.1以降の場合は、手数料15,500円の収入印紙を第1面の収入印紙欄に貼付して下さい。**
(事業主が測量士以外) 90,000円

北海道開発局：札幌北税務署（税務署番号 37034）

東北地方整備局：仙台北税務署（税務署番号 39011）

関東地方整備局：浦和税務署（税務署番号 33018）

北陸地方整備局：新潟税務署（税務署番号 34515）

中部地方整備局：名古屋中税務署（税務署番号 41011）

近畿地方整備局：東税務署（税務署番号 35019）

中国地方整備局：広島東税務署（税務署番号 45013）

四国地方整備局：高松税務署（税務署番号 47014）

九州地方整備局：博多税務署（税務署番号 49054）

沖縄総合事務局：北那覇税務署（税務署番号 53056）